

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

確定申告・消費税について

2月は確定申告が始まります。皆様が納付した税金が、適正、平等、公平に使用されるならば、そして納付した税金が、病気や失業等で生活に困った時、その時々々な形で国民のために使って下さるならば納付する意義がありますね。このたびのコロナ禍で政府のやっている対策は後手後手に回っているように感じるのには私だけでしょうか？正月休みに「マンガ」を読みました。今一度確定申告で納付する前に読んでください。お願い申し上げます。

藤井聡著『マンガでわかるこんなに危ない消費増税』
ビジネス社 1,200円+税

①生活に困っている人、失業している人、働いても働いても
楽にならない人

→社会の中の弱者の人ほど、消費税は重い酷税である

②国債残高(借金)1,000兆円超えている

→日本は世界一の対外純資産保有国1,000兆円

③日本の借金、誰が誰から借りているの？

→政府の借金は→日本銀行から。日銀は政府の子会社なの？

④大企業ほど法人税の負担が軽い

→消費税収の80%~90%が法人減税に持っていかれている。
本当に??

⑤消費税の輸出大企業(製造業12社)に対する還付金額推算
(税率8%の時)

→トヨタ 3,633億円、日産 1,546億円、
マツダ 804億円、ホンダ 754億円

⑥消費税はせめて上げないでください。

年収130万円(年金受給者)	4,000万人	年金130万円アパート住まい ならばやっていけません。
" 280万円前後(非正規労働者)	2,000万人	
合計	6,000万人	日本の人口の1/2



衆議院選挙の前までに世論を盛り上げていくこと提案(西田案)

①まず、消費税を統一してもらいたいこと。8%→10%にすべて統一すること。これは税金の公正、公平化、平等化の大原則に沿うことである。所得の低い人には税額控除すればよいこと。

未来を語り 未来を創り 未来に残す。

②次に、消費税は当初、社会保障(年金支給の増加)に使うと限定になっていたが、いつの間にか一般財源に組み入れられていること→これも当初の約束通りに実行してもらいたいこと(2014年増えた税収は全額社会保障に使うと自民党は公約したが実際に使われたのは20%である)



③消費税の免税事業者を課税売上500万円以下にして、その年の当期課税売上高で判定すること。OECD加盟国の30ヶ国の免税点の水準を見てみると、500万円以下の国が22ヶ国で、日本より高い国は、フランス(1,085万円)、スイス(1,220万円)、イギリス(1,533万円)の3ヶ国である。日本は免税事業者数(513万者62%)が課税事業者数(310万者38%)より多く、消費者が負担した税金が国家に納入されていないことになる。おかしいと思わないだろうか。

★スペインは免税点がない。オランダは18万円、スウェーデン42万円、ノルウェー71万円、デンマーク89万円、アイスランド89万円である。社会保障制度が高く、社会福祉が充実している国ほど、税金に対する姿勢、制度が違う。日本は学ぶべきではないだろうか。

(参考) デンマーク、スウェーデン、ノルウェー：消費税25%
フィンランド、ギリシャ、アイスランド：消費税24%
アイルランド、ポルトガル、ポーランド：消費税23%

④法人設立した場合、免税事業者制度を廃止して、法人設立と同時に課税事業者になることである。現在、課税事業者の条件は資本金又は出資金が1,000万円以上だが、これをなくして当初より課税事業者にすれば良い。法の制度を利用した節税をやめるべきである→この制度を悪用している企業が多い



⑤現在消費税は、課税売上高5,000万円以下は簡易課税制度を採用されているが、これを廃止して、すべて原則課税、即ち、もらった消費税から支払った消費税を差引いた残りの消費税を支払うべきである。消費税を納付する事業者は色々と複雑で分かりにくく、一本になっていない。すべてを同じ土俵にして分かりやすく、計算しやすく、納得しやすい税金の支払にすべきである。

~~ 2月の税務 ~~

○2月1日から3月15日まで

令和2年分贈与税の申告

○2月10日

1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

○2月16日から3月15日まで

令和2年分所得税の確定申告

○3月1日

・12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告(法人税・消費税等)

・6月決算法人の中間申告(法人税・消費税等)

//いよいよ2月1日から贈与税、2月16日から所得税の申告がスタートします。昨年からのコロナ禍で盛んな経済活動もできなかったのにあつという間に1年が過ぎてしまいました。でも確定申告はやってきました。まだまだ収まる心配がありませんが、コロナ禍でも申告は粛々と進めていきます。//



新型コロナウイルスにおける税制上の措置(臨時特例法)

○納税の猶予の特例

令和2年2月1日以後に、納税者の事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実がある場合に、納税の猶予申請書を納期限までに提出することにより、無担保かつ延滞税なしで納期限から最長で1年間納税が猶予されます。

○寄付金控除又は税額控除の特例

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された又は開催する予定であった文化芸術又はスポーツに関するイベントで、現に中止もしくは延期またはその規模が縮小され、入場料金等の対価の払戻しを行う規約等があるもの又は現に払い戻しを行っているものである場合に、主催者から発行される証明書により、観客等が払い戻し請求権を放棄した金額について、寄付金控除又は税額控除の特例の対象となります。(寄付金控除の対象額は20万円が上限)

『確定申告に必要な書類』をお知らせします

確定申告時期に入りました。昨年の12月に当事務所より「確定申告のご案内」を送付しておりますが、改めて『確定申告に必要な書類』をお知らせ致します。

なお、2月28日を過ぎましてのご依頼につきましては、特別料金を頂きますので、何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

ます。余裕を持った適正な申告を行うため、皆様のご協力をよろしくお願いします。

詳しくは送付いたしました「確定申告のご案内」をご覧ください。担当者までお問い合わせください。

1. 所得金額の計算に必要なもの

- ①売上帳簿、収入明細（請求書、領収証、仕切り書等）
 - ②仕入帳、経費帳等、支払明細（請求書、領収証、JA購買等）
 - ③現金出納帳、預金通帳のコピー、手形帳等
 - ④棚卸表（在庫表）
 - ⑤給与台帳（給与支払明細）
 - ⑥牛の売却証明書
 - ⑦固定資産税・不動産取得税の明細書、納付領収証
 - ⑧源泉徴収票
- ※他に給与・年金（農業者年金も含まれます）・報酬を受け取られている方等



2. 所得控除に必要なもの

- ①扶養親族の氏名・生年月日・所得の有無・同居の有無
- ②配偶者の氏名・生年月日・所得の有無
- ③生命保険・地震保険料の控除証明書
- ④小規模企業共済掛金の証明書（領収証）
- ⑤健康保険料の支払金額、国民年金等の控除証明書



3. 申告に必要なもの

- ①所得税確定申告書・決算書・消費税申告書等
- ※昨年電子申告されていない方のみ届きます
- ②納付書（振替納税をされていない方のみ届きます）
- ③前年度の確定申告書・決算書の控え

4. 住宅ローン控除を利用される方

- ①土地・家屋の登記簿謄本（登記事項証明書）の原本
- ②土地建物の売買契約書・工事請負契約書、増改築の場合は増改築工事証明書のコピー
- ③住民票の原本（令和2年1月1日以降のもの）
- ④金融機関から交付を受けた「住宅取得に係る借入金の年末残高証明書」の原本
- ⑤源泉徴収票の原本

5. 医療費控除・寄付金控除及び雑損控除を利用される方

- ①医療費控除の明細書・健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」
- ②セルフメディケーション税制の適用を受けられる方は領収証又は明細書
- ③保険会社・市町村役場等からの医療費補填金、保険金等の明細
- ④寄付金の証明書（寄付した団体等から交付されたもの）
- ⑤源泉徴収票
- ⑥り災証明書及び災害復旧費用の領収証等

6. 令和2年中に土地、建物等を譲渡、贈与等された方

- ①土地・建物等の譲渡契約書（コピー）・収用等証明書
- ②譲渡代金の入金明細（通帳、証書等）
- ① 取得費等の明細、譲渡費用の明細
- ② 相続税の申告書控え（延納・物納申請書も）
- ③ 源泉徴収票



住宅借入金控除（住宅ローン控除）の特例措置

住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをして、かつ、その住宅の取得等をした家屋を令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、控除の適用期間を現行の10年間から13年間へと3年延長することとされました。

確定申告納期限について



確定申告の時期となりました。期間内（令和3年の場合は3月15日まで）に確定申告できなければ「期限後申告」となります。遅れた日数分、延滞税（年利最高14.6%）をあわせて支払う等場合によっては無申告加算税（最高20%）を納める必要が生じます。

延滞や無申告加算税は、本来の納税額に上乗せして納付する罰則的な税金です。青色申告の方は、確定申告の期限に遅れると、青色申告55万円控除（電子申告の場合65万円）が受けられなくなるなどのペナルティが課されます。

税目	確定申告の相談と申告書の受付期間	納期限	振替日 振替納税の場合
所得税及び復興特別所得税	令和3年2月16日（火） ～ 令和3年3月15日（月）	令和3年 3月15日（月）	令和3年 4月19日（月）
個人事業者の消費税及び地方消費税	令和3年1月4日（月） ～ 令和3年3月31日（水）	令和3年 3月31日（水）	令和3年 4月23日（金）
贈与税	令和3年2月1日（月） ～ 令和3年3月15日（月）	令和3年 3月15日（月）	

参照HP：政府広報オンライン

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201301/1.html>



チラシ配布希望者は
担当者まで♪

製作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel：096-368-2030 / Fax：096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>

企業シリーズ：274

あたりや 菊陽店



菊陽町にある
あたりや菊陽店。
コロナに負けず元気に営業しています！

ボリューム満点で種類も豊富なモダン焼き・焼きそば・お好み焼きを提供しています。温かいままでのテイクアウトも行っていますが、昨年末よりモダン焼きや手作りハンバーグなどの冷凍販売を始めていて、いつでもご家庭でお店の味を楽しめるようになりました！

是非通りがかった際にでも足を運んでみてはいかがでしょうか♪

〒869-1102
熊本県菊池郡菊陽町
大字原水1164-7
☎096-233-1400

営業時間・・・
定休日：水曜日
平日：11:00～17:00
土日：11:00～20:00

